2022年1月　ADRセンター調停人候補者養成研修　効果測定問題

民事訴訟法　　　　　　　　　　　　　VOD受講

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　講師：赤羽根　大輝弁護士

1.民事訴訟法は、民事実体法上の権利または法律関係の存否を判断して紛争を解決することを目的としている。そのため、いくらでも時間をかけて実体的真実を発見して行けばよい。
2.民事訴訟は原告が訴えを提起して開始されるが、その際誰を相手方として提起するのか、当事者の確定が問題になる。この時、訴状の当事者欄に書かれている氏名だけで判断して良い。

3.民法上の権利能力者であれば、民事訴訟法上の当事者能力があると考えて良い。

4.民事訴訟法では、法人でない社団または財団で、代表者又は管理人の定めがあるものには当事者能力が認められる。

5.訴訟物の価額が160万円だったので、簡易裁判所に管轄がある。

6.当事者に、訴訟の開始、審判対象の特定やその範囲の限定、更に判決によらずに終了させる機能(処分機能)を認める建前を、処分権主義という。

7.個人情報保護法は無効であるとする訴えは、訴えの利益が認められるので、却下されることはない。

8.第一回口頭弁論の期日に被告が欠席した。この場合、この期日は流会となる。

9.弁論準備手続は公開不要である。

10.既判力とは、確定判決の内容である一定の標準時における権利法律関係の存否についての裁判所の判断が、それ以降、その当事者間において同じ事項を判断する基準として強制通用力を持つという効果のことを言う。